

## 「西部環境工場代替施設整備事業 環境影響評価準備書」についての 熊 本 県 知 事 意 見

環境影響評価書の作成及び事業の実施に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

### 〔大気環境〕

#### 〈大気質〉

- (1) 方法書段階においては、資材等運搬車両の運行及び廃棄物運搬車両の運行に係る大気質の調査は、窒素酸化物濃度が最大となる冬季に行うものとされていたが、実際の当該調査は平成 23 年 4 月 21 日～27 日に行われている。  
予測計算においては、他地点の調査結果が用いられているため、結果に影響はないと思われるが、調査時期を変更した理由及びそのことによる評価結果への影響の有無について評価書の中で明記すること。
- (2) 建設機械の稼働による大気質への影響を軽減するため、工事に使用する建設機械については、原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）」又は「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を採用すること。

#### 〈騒音・振動〉

- (1) 杭打工法については、現段階で未定のため 4 種類の工法について予測が行われている。いずれの工法についても騒音・振動ともに規制基準を下回る予測結果となっているが、ディーゼルハンマーから発生する騒音は衝撃音であり、他の工法と比較し、周辺への影響も大きいと考えられる。  
こうした点も踏まえ、工法の決定に当たっては最も騒音・振動の影響が軽減される方法となるよう十分検討すること。
- (2) 建設機械の稼働による騒音及び振動の影響を軽減するため、工事に使用する建設機械については、原則として「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成 9 年建設省告示第 1536 号）」に基づき指定された建設機械を採用すること。

#### 〈悪臭〉

- (1) 悪臭物質等の調査において、定量下限値以上のアルデヒド類が検出されている。基準値を下回る値ではあるが、評価を行うに当たっては、可能な範囲で検出された理由等に関する考察を行い、その内容を記載すること。

## **[水環境]**

### **〈水質〉**

- (1) 水質に係る事後調査については、工事中の環境保全措置の効果をより正確に把握するため、降雨による濁水発生時に加え、平常時にも調査を実施すること。また、都市計画対象事業実施区域下流の2地点に加え、上流にも調査地点を設定すること。

## **[土壌に係る環境その他の環境]**

### **〈土壌〉**

- (1) 方法書段階における知事意見の一つにおいて「都市計画対象事業実施区域の周囲には農用地が広がっており、昨今の食の安全に対する関心の高まりを考慮し」との文言を使用している。当該意見は、土壌汚染に係る調査、予測及び評価の項目を追加すべき旨の意見であるが、同様の背景を考慮すると、都市計画対象事業実施区域周辺の農用地（水田）における土壌汚染の状況を十分に把握できる調査が行われるべきである。

一方、実際の調査は農用地以外の地点で実施されているため、その結果が直接的に農用地における状況を示しているものかという疑問が残る。当該調査結果を用いて、農用地における土壌汚染の予測及び評価を行うことの妥当性について、再度検討すること。なお、検討の結果、予測及び評価の結果が妥当であると判断した場合には、上述の観点から説明を追記すること。

- (2) 表3-2-50にあるように、カドミウム、ヒ素及び銅の3項目については、農用地における土壌汚染に係る環境基準が定められている。一方、予測及び評価を行うに当たり、カドミウム及びヒ素については溶出試験しか行われておらず、当該基準との比較はなされていない。上の意見でも引用した知事意見の意図を考慮すると、2項目（カドミウム、ヒ素）については、銅と同様に農用地における環境基準による評価を行う必要があるため、所要の調査を行い、再度評価を行うこと。

なお、カドミウムの調査は定量下限値を0.1ppmより小さく設定して行うとともに、土壌への蓄積量で評価を行うよう留意すること。

- (3) 環境基準項目の調査において、定量下限値以上の銅が検出されている。基

準値を大きく下回る値ではあるが、評価を行うに当たっては、可能な範囲で検出された理由等に関する考察を行い、その内容を記載すること。

(4) 含有試験項目の調査において、定量下限値以上の鉛及びふっ素が検出されている。基準値を大きく下回る値ではあるが、評価を行うに当たっては、可能な範囲で検出された理由等に関する考察を行い、その内容を記載すること。

(5) ダイオキシン類について、現況の大気質及び土壌含有量の調査結果を用いて、新工場稼働開始から24年後における土壌含有量及びそのうち工場稼働による寄与の割合が算定されているが、表6-6-2-6における現況の大気質と土壌含有量との間には相関が認められない。また、現況の土壌含有量のすべてが、現工場稼働開始からの24年間に蓄積したものとする仮定は、安全側に立ったものではあるが、さらに以前のごみ焼却施設の処理能力を考慮すると、実際は現工場稼働以前の方が、より大気質のダイオキシン類濃度は高かったものと推察される。これらのことから、今回の予測手法の妥当性には疑問が残るため、現工場と新工場との処理能力の差等を考慮し、再予測を行うこと。

#### 〈地質・地盤〉

(1) 表3-1-24において、都市計画対象事業実施区域内で行われたボーリング調査の結果が示されているが、当該調査結果は、自然災害時の安全性に係る予測及び評価にも活用することが可能であると思われる。評価書においては、調査結果を基に、地質・地盤の状況に関する観点からの評価を追記すること。

#### [動物・植物・生態系]

##### 〈動物〉

(1) 表6-7-1-63中、複数の種に関する予測結果において、「建設機械の稼働、資材等運搬車両の運行による騒音・振動……による影響はないと考えられる」とあるが、野生動物は騒音・振動に対して敏感であり、「影響がない」とまでは言い難い種も存在しているため、当該予測結果については再度検討すること。

(2) 魚類の調査で確認された「バラタナゴ属」は、「タイリクバラタナゴ」等の外来種に該当する可能性がある一方、「ニッポンバラタナゴ」等の重要種で

ある可能性も否定できない。そのため、確認された個体については種の特定を行い、重要種であることが判明した場合には、環境保全措置を実施することとし、その内容については有識者等に確認のうえ、決定すること。

## **[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]**

### **〈景観〉**

- (1) 図 6-10-1-8～図 6-10-1-10 のシミュレーション画像で用いられている色相は、あまりに差が大きすぎ、現実的でないものも含まれているように思われる。建物の色については今後決定されていくものであり、現時点で色相を絞り込むことは難しいが、あくまでも想定が可能な範囲内の色相の変化でその違いを評価すること。
- (2) シミュレーション画像に関する評価の中で、具体的な記述が不足しているため、評価項目の評点に基づいた評価を行い、その結果を追記すること。
- (3) 都市計画対象事業実施区域南側の老人福祉施設の展望ルームから金峰山頂上付近を望む際には、新工場が視界に入ってくる。同施設で生活する方にとって、金峰山の風景は重要な眺望景観の一つであると思われるため、当該視点を景観の予測地点に追加すること。

## **[廃棄物等]**

### **〈廃棄物〉**

- (1) 表 6-12-2-1 において、施設の稼働に伴い発生する主灰及び飛灰の量に関する予測結果が示されている。いずれも、現工場からの発生量と比較し、低減されるものと予測されているが、主灰と飛灰の比率を比較すると、現工場における比率に比べ、主灰に対する飛灰の割合が高い結果となっている。一方、本事業においては山元還元による飛灰の再資源化等の環境保全措置が講じられるため、現工場と比較し、主灰に対する飛灰の割合が高くなることは想定しにくい。

処理方式等の詳細な事業の内容は、今後決定されるものであり、当該予測結果は、メーカーへのヒアリング結果の最大値を用いているが、その妥当性については十分検討を行い、検討結果を説明すること。

- (2) 施設の稼働に伴い発生する廃棄物の影響を低減するための環境保全措置として、「セメント化による主灰の再資源化」が講じられているが、主灰をセメント原料として受け入れているセメント会社は限定されるため、受入先や

運搬方法も含め、当該措置の実現が可能かどうか十分に検討すること。